

事務連絡
平成31年4月10日
経済産業省

I T教育訓練を実施する事業者の皆様へ

特定一般教育訓練の指定基準の新設について

(情報通信技術に関する資格のうち高度情報通信技術資格及び実践的情報通信技術資格の取得を目的とした課程並びに I Tパスポート試験の合格を目標とする課程関係)

厚生労働省では、働く方等の主体的な能力開発の取組又はキャリア形成を支援するため、教育訓練受講に支払った費用の一部を支給するなどの支援を行うことにより雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、教育訓練給付を支給しているところです。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第19号)が平成31年3月8日付で公布され、また、雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する件(平成30年厚生労働省告示第86号)が平成31年3月22日付で公布され、当該改正に伴い、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資するものとして、特定一般教育訓練の指定基準を新設いたしました。

これに伴い、情報通信技術に関する資格のうち中長期的なキャリア形成に資するもの(要求された業務を独力で遂行できる応用的なレベル(I Tスキル標準レベル3相当のレベルをいう。)の知識及び技能が習得されていることを確認可能なものに限る。以下「高度情報通信技術資格」という。)及び情報通信技術に関する資格のうち速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資するもの(上位者の指示の下に、要求された作業を担当できるレベル(I Tスキル標準レベル2相当のレベルをいう。)の知識及び技能が習得されていることを確認可能なものに限る。以下「実践的情報通信技術資格」という。)の取得を目的とした課程(専門実践教育訓練に該当するものを除く。)並びに情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)第29条第1項に定める情報処理技術者試験のうち情報処理の促進に関する法律施行規則(平成28年経済産業省令第102号)別表に定める I Tパスポート試験(以下「I Tパスポート試験」という。)の合格を目標とする課程が、特定一般教育訓練給付の対象となります。

なお、I Tパスポート試験の合格を訓練目標とする課程については、平成31年4月1日以後に実施されるものについて特定一般教育訓練給付の適用となります。また、I Tパスポートについては、新しく抜本改定される試験であることから、その実態や

効果等が、今後、労働政策審議会人材開発分科会において確認・検証されてから指定が可能となります。

については、貴職におかれては、教育訓練給付制度の趣旨を勘案の上、所管する関係機関に対し、本制度の創設に係る積極的な周知をよろしくお願いいたします。また、当室における今後の特定一般教育訓練給付対象講座の指定に当たり、当該講座等に係る情報提供等について、引き続き貴職からの協力を頂きますよう併せてお願いいたします。

記

第1 特定一般教育訓練給付金の概要

「人づくり革命基本構想（平成30年6月人生100年時代構想会議決定）」等において「ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に給付率を2割から4割に倍増する」とされたことを踏まえ、平成31年3月の雇用保険法施行規則改正により、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する講座（以下「特定一般教育訓練」という。）を受ける場合には教育訓練経費の4割（上限20万円）が支給されることとなりました（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）（平成31年10月1日施行）。

第2 特定一般教育訓練に係る指定基準（情報通信技術に関する資格のうち高度情報通信技術資格及び実践的情報通信技術資格の取得を目的とした課程並びにITパスポート試験の合格を目標とする課程関係）の主な内容

1 内容及び期間

教育訓練の内容及び期間は、次のいずれにも該当するものであること。

(1) 当該教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が、当該教育訓練を適正に実施するために通常必要なものと認められるものであり、かつ、当該訓練内容及び訓練期間が、次のいずれにも該当するものであること。

① (略)

② 特定一般教育訓練については、次のいずれかに該当するものであること。

ア (略)

イ 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) (略)

(イ) 情報通信技術に関する資格のうち高度情報通信技術資格及び実践的情報通信技術資格の取得を目標とした課程

a 情報通信技術に関する資格のうち中長期的なキャリア形成に資するもの（要求された業務を独力で遂行できる応用的なレベル（ITスキル標準レベル3相当のレベルをいう。）の知識及び技能が習得されていることを確認可能なものに限る。以下「高度情報通信技術資格」という。）の取得を訓練目標とする課程であること。

また、情報通信技術に関する資格のうち速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資するもの（上位者の指示の下に、要求された作業を担当できるレベル（ITスキル標準レベル2相当のレベルをいう。）の知識及び技能が習得されていることを確認可能なものに限る。以下「実践的情報通信技術資格」という。）の取得を訓練目標とする課程であること。

b （略）

(ウ) ITパスポート試験の合格を訓練目標とする課程

a 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第29条第1項に定める情報処理技術者試験のうち情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）別表に定めるITパスポート試験の合格を訓練目標とする課程であること。

b ただし、平成31年4月1日以後に実施される当該試験の合格を訓練目標とする課程についてのみ対象とする。

(エ) （略）

ウ 次に掲げる訓練内容の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものであること。ただし、養成課程については、3年以内とし、かつ、訓練の期間及び時間の下限を適用しないものであること。

(ア) 通学制 訓練期間が1年以上1年以内であり、かつ、受講時間が50時間以上（②イ(ウ)に定める課程にあっては、当該受講時間が30時間以上）であること。

(イ) 通信制 訓練期間が3月以上1年以内であること。

2 実績

教育訓練の実績が、次のいずれにも該当するものであること。

(1) ～ (3) （略）

(4) 特定一般教育訓練については、次のいずれかに該当するものであること。

① 1 (1) ②イ(ア)(イ)(ウ)に該当する教育訓練（業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格の養成課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程、情報通信技術に関する資格のうち高度情報通信技術資格及び実践的情報通信技術資格の取得を目標とした課程並びにITパスポート試験の合格を訓練目標とする課程）については、目標資格に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

具体的には、指定申請日前日までの当該教育訓練における前年度の修了者に係る入講者の受験率が80%以上であること、合格率が当該資格試験の受験者全体の平均合格率（通信制の教育訓練については、当該資格試験の通信制教育訓練受講者である受験者の平均合格率）以上であること、また、入講者に占める就職・在職率（前年度の修了者のうち特定一般教育訓練給付の受給者又は前年度の修了者に係る入講者に占める就職者及び在職者の割合をいう。なお、受

給者又は入講者に長期履修生がいる場合には、その者を除いた者を受給者又は入講者とする。）が80%以上であること。

② (略)

3 教育訓練実施者が実施することとなる特定一般教育訓練の指定に伴う事務

(1) 特定一般教育訓練に係る給付金の支給を受けようとする者に対し、当該特定一般教育訓練の受講前に、教育訓練給付金受給資格者証が交付されているか確認すること。

(2) 特定一般教育訓練修了証明書、領収書等を適正に発行すること。

(3) 教育訓練給付金支給申請書を受講者に交付するとともに、教育訓練給付金の公共職業安定所への支給申請方法及び申請期限を周知すること。

(4) その他受講者の本人確認、受講状況等の進捗管理等教育訓練給付制度の適正な運営に必要な事務等を実施すること。

4 適用日等

(1) 適用日

指定基準は、平成31年10月1日から適用すること。

第3 指定手続

1 指定日等

特定一般教育訓練の指定は、4月1日及び10月1日の年2回行われ、指定の有効期間は3年間であること。

2 指定の申請

(1) 申請に必要な書類等

「教育訓練給付制度（特定一般教育訓練）の講座指定を希望される方へ（教育訓練施設向けパンフレット）」及び申請書類の様式等を厚生労働省ホームページからダウンロードし、特定一般教育訓練実施状況調査票等の申請書類を作成の上、提出すること。

(2) 申請書類の提出先

中央職業能力開発協会 能力開発支援部キャリアアップ支援課
〒160-8327 新宿区西新宿7-5-25 西新宿プライムスクエア

(電話03-6758-2828・2824)

(3) 申請受付期間

① 平成31年10月1日指定分

平成31年4月8日（月）～平成31年5月17日（金）

② 平成32年4月1日指定分

平成31年10月上旬～平成31年11月上旬（予定）

(4) 指定可否結果の通知

- ① 平成 31 年 10 月 1 日指定分
平成 31 年 7 月下旬～8 月上旬発送（予定）
- ② 平成 32 年 4 月 1 日指定分
平成 32 年 1 月下旬～2 月上旬発送（予定）

【指定基準に係る問い合わせ先】

厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室
中長期的キャリア形成支援係
電話03-5253-1111（内線5390・5398）